



# 近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 25 年 8 月 25 日

25 年夏号

No. 30

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 原 正人  
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号  
編集委員 / 阪東 寛・真奥 隆・田中 俊英・山口 秀美・大西 博己



『沖縄県 今帰仁村 (なきじんそん)』

[ 写真 ] 大西 博己



## 【25 年夏号 主な内容】

- |     |                           |     |                                    |
|-----|---------------------------|-----|------------------------------------|
| 1 面 | 表紙写真                      | 4 面 | 第 29 回誌上研修<br>「経営革新等認定支援機関制度と支援業務」 |
| 2 面 | 支部役員の紹介                   | 6 面 | 歴代支部長に突撃!!                         |
| 3 面 | 泉大津税務署長あいさつ<br>萬野副支部長あいさつ | 7 面 | 寄稿「夏休み」、「支部ゴルフ」、<br>最新研修ビデオの紹介     |
|     |                           | 8 面 | 新会員紹介、会員の異動、<br>原稿・写真募集、編集後記       |

# 支 部 役 員 紹 介

## 支部長



原 正人

## 副支部長（5名）



萬野 俊史

[網紀・会計担当]



阪東 寛

[情報・広報担当]



石谷 秀志

[総務担当]



高岩 弘至

[厚生・税対担当]



笠井 慎五

[業対・研修担当]

## 幹事（14名）



稲垣 成祥

(総務・網紀)



岩間 新吾

(総務・厚生)



大西 博己

(情報・広報)



櫻井 善章

(研修・厚生)



杉本あすか

(総務・研修)



田中 俊英

(広報・税対)



中島 浩

(総務・業対)



永谷 博子

(厚生・税対)



根尾 玲子

(研修・税対)



真奥 隆

(研修・広報)



松本 直哉

(情報・研修)



森永 正樹

(研修・厚生)



森福 清和

(業対・税対)



山口 秀美

(広報・会計)

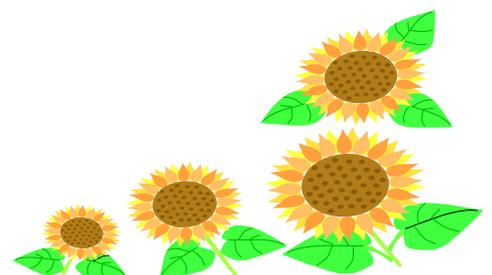
## 監 事（2名）



川上 忠廣



北野 秀一





## 着任のごあいさつ

泉大津税務署長 前田 研二

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私、この度の人事異動により大阪国税局徴収部から赴任してまいりました前田でございます。

泉北地区の勤務は初めてでございますが、こちらの皆様方は非常に人情味が厚く、また、納税道義も高い水準にあると伺っており、この地に勤務できることを心より光栄に思っております。

微力ではございますが、全力を尽くしてまいりますので、前任の三吉署長同様、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本年1月に施行された改正国税通則法を始め、今後、改正消費税法及び番号制度導入といった税務行政にとって重要な制度改正が予定されており、国民の税に対する関心は、益々高まっております。

こうした中、私どもは、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすべく、一層の努力を重ねてまいりる所存でございます。

また、平成25年分確定申告の円滑な運営、e-Tax及び書面添付制度の普及、定着については、重要課題として取り組むこととしておりますが、いずれにしましても、行政の努力のみでは実現は難しく、皆様方のご協力なくしては、成し得ないものでありますので、なにとぞご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますのご発展と会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



## 猛暑お見舞い申し上げます

副支部長 萬野 俊史

泉大津支部会員の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

支部先生方のご協力のおかげで6月の支部定期総会も無事に終えることができ、感謝申し上げます。本年度は支部役員の改選の時期にあたっておりましたが、原支部長はじめほとんどの役員の続投となりました。役員一同、惰性に溺れることなく、新たな気持ちで支部運営にあたりたいと思います。

とりわけ、最近の税制改革の影響か、復興特別税をはじめ消費税率の改定等簡素であるべきはずの税制がますます複雑になっております。税の専門家であるべき我々税理士も、これらの対応いかんで責任問題を問われる非常にリスクな職業となってきました。クライアントとの信頼関係がいくら強いと思っても、ちょっとしたミスのもりで、「知らなかった」では済まされない時代になりました。

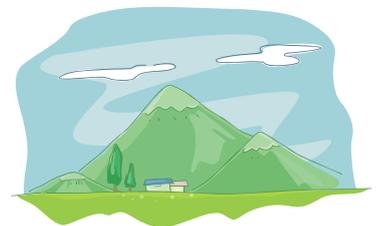
反面、税理士はじめ公認会計士、弁護士等あらゆる士業は競争の激化に伴い、見合うべき報酬も減少傾向にあります。

そういう状況下にあろうとも、我々税理士は社会全体から必要と認められている限り、職業専門家としての社会的責任を果たしていく必要があるのでないでしょうか。

そのため、近畿税理士会泉大津支部も研修会等を通じて会員の皆様の一助になりたいと思っております。

話は変わり、私ごとで恐縮ですが、世界遺産となった高野山町石道を15年かけて130回以上登っております。目標は町石が慈尊院から金剛峯寺まで約20km、180町（密教の曼陀羅胎蔵界世界の現れ）で180回です。たまには、現世を忘れ、黙々と自然の中を歩くことで、「生きて」おります。

先日も猛暑の中、汗を出し切り、難波に帰って飲むビールはやはり美味かった。





## 第 29 回

# 「経営革新等認定支援機関制度と支援業務」

研修委員 櫻井 善章

### 1. 現況

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24 年 8 月 30 日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

平成 24 年 11 月 5 日付で、2,102 機関の認定支援機関が認定されて以来、平成 25 年 7 月 10 日までに 13,459 機関が認定支援機関として認定されました(泉大津支部では 18 機関)。

このうち、全体の約 7 割を占めている税理士・税理士法人は、専門性はもちろんのこと、中小企業の身近な相談相手であるといった、特色を生かした活躍が期待されています。

### 2. 認定支援機関の実施する支援業務

認定支援機関の行う支援業務は、①「経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析」、②「経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言」となります。

具体的には、以下のような役割、支援業務を行う事が期待されています。

- I. 企業に密着したホームドクター的役割
- II. 特色を活かした専門性の高い支援
- III. 事業計画の実行支援と継続的なモニタリング、フォローアップの実施
- IV. 信頼性のある計算書類等の作成及び推奨
- V. 地域支援体制構築のための連携強化



### 3. 特に税理士が関与する支援業務

#### ①経営改善計画策定支援事業

平成 25 年 3 月末、中小企業金融円滑化法の期限が到来しました。これを迎えるに際し、また、今後の対応に万全を期すために、政府は信用保証協会による 5 兆円規模の借換保証の推進、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫による 5 兆円規模の経営支援型等のセーフティネット貸付の推進及び制度の拡充、日本政策金融公庫による 0.4 兆円規模の資本性劣後ローンの活用という 10 兆円超の資金供給を実施し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの取り組みを実施されています。

これらの施策に加え、中小企業・小規模事業者の経営改善に関する支援体制の強化を図るとともに、年度末及び年度明け以降の資金繰りを万全なものとしていくため、「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」が設置され、中小企業・小規模事業者の経営改善支援対策を実施していく体制が構築され、そのうち 2 万社を対象とした認定支援機関による経営改善計画策定支援事業が実施されています。

この事業は、借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者の多くは、自ら経営改善計画等を策定することが難しい状況にある中、認定支援機関がきめ細かく経営改善計画策定支援する場合に、計画策定に要した費用の 3 分の 2 を補助(上限 200 万円)し、事業者が認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定し、経営改善に取り組んでいくとともに、金融機関からの支援を受けることを目的とするものです。

#### ②商業・サービス業・農林水産業活性化税制

平成 25 年度税制改正において、消費税率の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業・小規模事業者の経営改善に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図るため中小企業・小規模事業者が、器具及び備品並びに建物附属設備の取得等をした場合に取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除が認められる税制措置が創設されました。

この税制措置では、設備投資をより効果的なものとし、商業・サービス業・農林水産業の活性化を図っていくため、認定支援機関の有する知見を活用することとされており、この税制措置の適用を受けようとする中小企業・小規模事業者は認定支援からの経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備が、「経営改善設備」として、本税制措置における特別償却又は税額控除の対象となります。

\*適用要件

対象業種	小売業、卸売業、サービス業（性風俗特殊営業等を除く）、農業、林業、漁業	
対象事業者	個人事業主、中小法人（資本金1億円以下）、商店街振興組合等	
対象設備	器具・備品	一台又は一基の取得価額が30万円以上
	建物附属設備	一の取得価額が60万円以上
要件	認定支援機関等からの経営改善に関する指導及び助言を受けること	
措置内容	特別償却30%又は税額控除7% (税額控除は個人事業主、資本金3,000万円以下の中小法人に限る)	

③その他、認定支援機関による支援の関与が必要となる施策

①ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金

- ・概要：きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、認定支援機関等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等の費用を支援。
- ・補助上限額：1,000万円
- ・補助率：補助対象経費の3分の2
- ・募集：平成25年7月10日締め切り

②地域需要創造型等起業・創業促進補助金

- ・概要：地域のニーズを的確に把握し独創的なサービスや商品等を新たに提供する事業計画を持つ女性及び若者に対して、その創業事業費等の一部を補助。
- ・補助上限額：200万円～700万円
- ・補助率：創業及び販路開拓に必要な経費の3分の2
- ・募集：第3回募集予定



③中小企業経営力強化資金融資

- ・概要：認定支援機関による事業計画策定支援等の経営支援を受けている者であって、新商品の開発又は新サービスの提供等により、新たな市場の創出を図ろうとする中小企業・小規模事業者を対象とした融資制度。
- ・対象資金：設備資金及び運転資金
- ・貸付利率：基準利率－0.4%
- ・貸付期間：15年以内（設備資金）、8年以内（運転資金）



# 大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012  
 大阪市中央区谷町1丁目5番4号  
 TEL(06)6941-6888  
 FAX(06)6947-2800  
 URL: <http://www.hanna-zeiyo.jp>

**保険**

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、  
 全税共年金、所得補償、総合事業保償プラン、  
 ゴルフアース保険、自動車保険、火災保険

**金融・カード**

税理士(マーク入り)カード、  
 住宅ローン  
 自動車ローン

**販売あっせん**

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具、  
 紳士・婦人服、生活雑貨、  
 リサイクルトナーカートリッジ、印鑑、  
 名刺、家電製品(web販売)

**共済制度**

小規模企業共済制度  
 中小企業退職金共済制度  
 経営セーフティ共済制度

**不動産**

不動産情報(売買仲介)  
 戸建住宅、マンション  
 リフォーム

**その他**

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権、  
 葬儀、リース関連、人材派遣、  
 セキュリティー、資格取得、  
 カーライフ関連、PETガン検診

# 歴代支部長に直撃!!



畑中榮造先生・久保慶明先生に引き続き、第3回は幸野陸紀先生に突撃取材しました。

幸野陸紀先生は、平成3年6月から1期2年間支部長に就任されました。

平成3年度の税制改正では地価税が創設され、相続税の納税猶予が変更されました。

幸野先生は、税理士会に登録後2ヶ月で支部旅行に参加し、その旅行中に幹事就任を依頼されたそうです。その辺りの状況も踏まえながらその当時のいろいろな出来事をお聞きしました。

## Q. 当時の支部の状況は？

支部会員は、当時平成3年が86名、翌年は84名、泉大津税務署の署員数もほぼ同じでした。執行部ですが、私と副支部長に故三宅八郎先生、森永牧雄先生、八木昌彦先生の3人で支部運営をしていました。幹事は、前支部長の久保先生の時代と同じく10人ほどで、支部役員会は2ヶ月に一度年5、6回の開催やったかなあ。当時は、税務援助と厚生が忙しく、厚生事業は支部旅行・ゴルフ大会・麻雀大会等があった。支部旅行は、日帰りのバスツアーでバスに乗るや否や後部座席では麻雀大会が開催され、昼食後も麻雀、勿論帰りのバスでも麻雀、景色を見ることもなくひたすら麻雀しとったわ。

## Q. 当時の印象に残っている出来事は？

税務援助が活発となってきた時代で個人の青色申告会が次々と創設され、各三市一町の商工会議所は勿論、和泉市コミセン、農協の各支店で相談会場が設けられ、従事する税理士のやり繰りが大変やったわ。

3月14日に個人課税1部門の統括官から3月15日の応援要請の電話があった。前日の依頼にも関わらず15日に8人から10人の税理士が、納税協会に集まり、約180件の申告書を提出し、署から大変感謝されたわ。

署と税理士会とが一致団結をして成功させたい話だと思いました。現在とは違い手書きの申告書のため、かなりのご苦労があったと思われます。

## Q. 支部長になられて変化はありましたか？

47歳で支部長に就任（当時の泉大津支部最年少支部長）しました。当時は、現在とは違って支部の活動だけをしていればよかった（大阪奈良税理士協同組合・近税正風会の活動はなし）。だから、現在の支部長の忙しさにはびっくりするわ。

## —当時の泉大津税務署とのエピソード

当時の泉大津税務署長ですが、平成3年が池田 孝氏、平成4年が高橋敬治氏でした。池田氏は、退官後堺納税協会の専務理事に就任し、現在は税理士として岸和田支部に所属。高橋氏は、国税局の国際税務専門官出身だったため、国際税務の話が多かったそうです。平成3年に管理徴収部門、平成4年には個人課税4部門に女性統括官が着任されていました。このころは、署支部懇談会で前支部長が同席し現役の執行部の相談役として署と支部の架け橋として活躍されていたそうです。



前回の久保先生同様、幸野先生も若手税理士にはアピールが足りない、もっと意見を述べようご指摘がありました。若手税理士の皆さん、頑張りましょう!!

## Q. 現在の支部へ一言

私が、支部長をしていた時代は大らかな時代で、仕事もどんどん増える状況やった。これからの若い税理士は、不景気な情勢も手伝って厳しいと思うわ、だからこそ経験豊富な我々世代に積極的に接触していろいろなことを吸収して学んでほしい、それと同時に自己主張をしてアピールすることも忘れずに!!

<幸野先生からこれだけは言わせてほしい>ということで日本税理士会連合会及び近畿税理士会に一言物申す!!  
さて、右の写真は誰でしょう？

この写真は、昭和53年1月30日発行の幸野先生の税理士証票です。35年間写真が変わらないことは、どうなのでしょう？これで確認ができるのでしょうか？是非とも更新制度を取り入れるなどして考えていただきたい!!



※日税連発行の広報誌「税理士界」7月15日号において、平成26年度税理士法改正要望項目として税理士証票の定期的な交換ができるよう規定を整備するものと掲載されています。



## 夏休み

杉本 あすか

先日、夏休みを頂き、旅行に行ってきました。

昨年、一昨年は復興の願いを込め、東北地方に行きましたが、今年は、「八重の桜」や「あまちゃん」人気もあり、少しは観光客も回復してきているようなので、九州へ行くことにしました。

鹿児島から熊本、大分へと3泊4日の旅でした。

熊本から湯布院へ行く途中に長さ、高さともに日本一の大吊橋のある九重町というところがあります。知り合いがこの大吊橋の建設の一端を担ったことから、是非この吊橋を見て帰らねばと思い、立ち寄りました。

町の職員の方に話を聞くと、折しも平成の大合併の頃、当時の町長は、合併に参加せず、この橋の建設の是非を問うため、出直し選挙を行い、圧倒的多数で再選されたそうです。合併に参加しなかったため、国や県からの補助金はなく、総工費20億円、うち9億円は金融機関から借入れて建設。平成18年に完成しましたが、その借入も既に完済しているとのことでした。

この橋が成功することにより、雇用が生まれ、土産物も売ることが出来る。町であれ、会社であれ、財政を立て直す為、知恵を絞り、アイデアを出し、新規事業に賭ける。「小規模事業者活性化補助金」(公募期間は6月28日～8月16日まででしたが)なるものがある様に、我々の関与先である中小企業も、新商品、新サービスの開発、開拓を考え、アイデアを出しているということで、通じるものを感じ、考えさせられる旅となりました。



## 支部ゴルフ

笠井 博之

去る7月11日(金)泉大津支部ゴルフが泉南カントリーにて総勢19名(五組)で行われました。朝からうだる様な暑さでしたが和気あいあい順次スタートしていく中、あちらこちらから「ファー」とか「アーア」とかの声があがり、汗をふく間もなくスコアが刻まれていきました。私も最近スコアが良くなく、当日はあまり期待していなかったのですが、メンバー(八木、高岩、大西各先生)に恵まれて午前中は43と思わぬ良い成績となりました。昼休憩を待望のよく冷えた生ビールと楽しい会話とともに過ごしリラックスしたのが良かったのか、午後からも43という、私にとってはビッグスコアで上がる事が出来ました。結果は優勝となり一生の記念すべき日となり、又その上当日知ったのですが、優勝カップの取りきり戦、過去の戦績が生々しく記されたリボンが何本も垂れ下がった見事なカップを戴きました。当日参加された皆様本当に楽しい一日をありがとうございました。これからも益々ゴルフ道に励み、次回も優勝を目指して頑張りますので今後ともご指導の程よろしくお願い申し上げます。



## 最新研修ビデオの紹介

### ◇マルチメディア研修(日税連)

「中小企業の会計に関する基本要領について」  
「改革消費税法」

### ◇平成24年度全国統一研修会

「個人・法人の資産税税務の実務対応」  
「税理士が知るべき相続に関する最新の最高裁判例」  
「現代における租税法律主義の意義と展開」

### ◇近畿税理士会主催

「平成24年分確定申告をめぐる留意点」  
「税理士法改正に係る研修会」  
「税法と隣接する法務の留意点」  
「中小企業支援における税理士の役割」  
「最近の不動産市場に対応した相続対策を考える」

### ◇大阪・奈良税理士協同組合主催

「個人事業者の所得税及び消費税の確定申告における留意点」  
「平成25年度税制改正の詳細解説」  
「法人税調査における科目別税務判断のポイントと対応策」



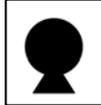
## 新 会 員 自 己 紹 介



平成 25 年 2 月 21 日 **舛行 信治** 先生（開業）…昭和 47 年 4 月 28 日生 登録番号：123435  
支部の活動がどのようなものなのかまだよくわかりませんが、自分の仕事だけでなく支部会員の責務も果たしていこうと思っています。何卒ご指導の程お願い致します。



平成 25 年 3 月 26 日 **八田 陽子** 先生（開業）…昭和 48 年 7 月 22 日生 登録番号：123680  
新しい転機の一つとして新しい経験をさせていただく事になりました。教えていただく事も多いと思いますが、よろしくお願ひいたします。



平成 25 年 4 月 10 日 **中芝 康仁** 先生（堺より）…昭和 51 年 12 月 28 日生 登録番号：104441



平成 25 年 4 月 25 日 **高橋 正哉** 先生（開業）…昭和 54 年 2 月 28 日生 登録番号：123931  
期待と不安の中、税理士としての第一歩をこの和泉で踏み出すことになりました。まだまだ未熟者ですのでご指導いただけると幸いです。



平成 25 年 7 月 2 日 **喜島 孝男** 先生（東より）…昭和 26 年 5 月 20 日生 登録番号：121950  
目前の仕事をするのに精一杯です。今後とも皆様の助言をよろしくお願ひします。

## 会 員 の 異 動

平成 25 年 8 月 15 日現在…会員数 109 名（内税理士法人 2）

### 【入 会】

平成 25 年 2 月 21 日 **舛行 信治** 先生（開業）  
事務所：高石市加茂 4-1-24  
サンライズ加茂式番館 202 号室  
TEL072-320-1575/FAX072-320-8104

平成 25 年 3 月 26 日 **八田 陽子** 先生（開業）  
事務所：和泉市池田下町 926-9  
TEL090-3863-1333

平成 25 年 4 月 10 日 **中芝 康仁** 先生（堺より）  
事務所：高石市取石 1-10-36-202  
TEL090-1911-4304

平成 25 年 4 月 25 日 **高橋 正哉** 先生（開業）  
事務所：和泉市黒石町 258 番地  
TEL0725-55-0014/FAX0725-55-0014

平成 25 年 7 月 2 日 **喜島 孝男** 先生（東より）  
事務所：高石市千代田 2-6-4  
TEL072-264-6969/FAX072-265-3366

### 【転 出】

平成 25 年 3 月 29 日 **溝口 幸長** 先生（堺へ）  
平成 25 年 6 月 7 日 **浅井 秀雄** 先生（天王寺へ）  
平成 25 年 7 月 4 日 **村上 香世** 先生（堺へ）

## 原稿・写真募集！

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>  
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。  
寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで  
TEL0725-33-7400 FAX0725-33-7405  
e-mail [izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp](mailto:izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp)

## 編集後記

残暑お見舞い申し上げます。

暑い日々が続いておりますが会員の皆様方においては、いかがお過ごしでしょうか？私は、毎年暑い夏を乗り切るために走ったり、庭の草むしりをしたり、サウナに入ったり、ゴルフをしたりと積極的に汗を掻いております。お蔭様で夏バテ知らずです。前回に引き続き、「歴代支部長に突撃取材」を担当させていただきました。幸野先生には貴重なお時間を割いていただきありがとうございます。事前の下調べをしてくださり取材もスムーズに進みました。取材を終えて私も若手税理士の一人として大先輩のアドバイスを真摯に受け止めなければと思っています。

早いもので平成 25 年も 3 分の 2 が終わりました。残り 4 ヶ月もまた充実した日々を送りたいと思っております。まだ暫く暑さも続くようですが会員皆様方もお体大切にお過ごし下さいますようお願い申し上げます。（ T. M ）